

芝浦工業大学校友会 芝浦技術士会支部 規約

第一条 (名称)

本支部は芝浦工業大学校友会「芝浦技術士会支部」と称する。

第二条 (目的)

- ①本支部は、会員相互の技術研鑽および親睦の向上を図り、芝浦工業大学校友会と、母校、芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。
- ②又、本支部は芝浦工業大学校友会及び芝浦工業大学との情報交換を密接に行い、芝浦技術士会の保有する技術資源を活用して後輩の育成、社会貢献に資することを目的とする。

第三条 (会員)

本支部は正会員及び賛助会員をもって構成する。

正会員は芝浦工業大学を卒業し、もしくは芝浦工業大学に関係する、技術士、技術士補、修習技術者および芝浦技術士会理事会（以下、理事会）が承認した者とする。賛助会員は本会の目的に協賛する個人および法人であって理事会が承認した者とする。

第四条 (役員)

本支部に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| ①支部長 | 1名 |
| ②事務局長 | 1名 |
| ③幹事 | 若干名 |
| ④監査役 | 1名 |
| ⑤支部選出幹事 | |

副支部長、顧問、特別顧問の役員は必要に応じておくものとする。

支部選出幹事とは、全役員の内選により1名を当支部選出幹事とし、校友会本部に届けるものとする。又、選出幹事に変更があった場合は、役員会の議事録を添えて遅滞無く本部に届出るものとする。

第五条 (役員の仕事)

- | | |
|--------|---|
| 支部長 | 本支部を代表し会務を統括する。 |
| 副支部長 | 支部長を補佐し、支部長に事故あるときは副支部長が支部長の職務を代理、代行する。 |
| 事務局長 | 事務局を組織し、校友会本部との連絡・調整、そのほか会務の執行のための各種調整にあたる。 |
| 幹事 | 事務局長を補佐し、他の役員と共に会務の執行にあたる。 |
| 監査役 | 本支部業務及び財務状況を監査し、総会にて報告する。 |
| 顧問 | 会務について諮問に答え意見を述べる。 |
| 特別顧問 | 本支部の重要決議事項について、諮問に答え意見を述べる。 |
| 支部選出幹事 | 本支部の代表として校友会本部の幹事回答に参画する。
(支部長が兼務することができる) |

第六条 (役員を選任、任期、兼任の禁止)
役員は芝浦技術士会の会長、副会長、監事などの役員が兼務するものとする。但し、事務局長については芝浦技術士会および同理事会に事務局長の役職がないため、芝浦技術士会の会員以外の卒業生が勤めることができるものとする。
役員を選任は本支部総会において選任するものとする。
役員の任期は選任された日の翌日から3年とする。ただし、欠員により新たに選任された役員は、前任者の残任期間とする。
役員は任期満了後も後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
監査は他の役職と兼任出来ない。

第七条 (総会・役員会)
支部総会として以下がある。
定時総会 年1回、期日を決めて開催する。
臨時総会 役員会において必要と認めた場合に随時開催する。
また、役員会は支部長が必要と認めた場合または、役員のおよそ三分の二以上の要請により会長が召集する。
定時総会は、芝浦技術士会の総会と同日に開催すること事が可能なものとする。

第八条 (事業年度)
本会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
(会計年度は事業年度と同様とする)

第九条 (会費)
本支部の通常会費は年間1,000円として、支部長が必要と判断した際に納入するものとする。
本支部は支部総会その他特別の会議、会合などの場合は役員会の議を経て臨時総会会費を徴収することができる。

第十条 (予算決定)
毎年度の予算は総会の議を経て決定する。決算は監査を経て会務報告と共に総会に報告し、承認を受けるものとする。予算、決算は会務報告(事業報告)と共に会員に公表する。

第十一条 (本部への報告)
支部規約の変更、支部役員の変更、毎年度の事業計画ならびに事業報告、支部予算ならびに決算報告については総会の承認を経た後、遅滞無く校友会本部へ届出るものとする。

第十二条 (規定外事項の処理)
本規約の規定にない事項については役員会が決定する。

第十三条 (規約の改正)
本規約の改正は支部総会において行うものとする。
*本規約は、芝浦技術士会支部設立の日(2012年11月30日)より施行する。